

アスリート委員会規程 (2025年2月15日施行)

制定趣旨

IOC、JOCの競技者保護方針の考え方に適合させた、アスリート委員会を設置し適正な運用を図るために本規程を制定する。

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「協会」という）として、IOC、JOCの方針に沿い、競技者保護の観点から競技者の意見を協会の運営に反映させる体制を整えるため、本部および委員会の運営に関する規程第2条、第11条の定めに基づき、アスリート委員会（以下「本委員会」という）の構成、運営に関する規則を定めることを目的とする。

(業務内容)

第2条 本委員会は、次の事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- 1) 選手強化、アンチドーピング活動その他協会の執行事業において、協会の会員として競技会、練習などに参加する選手（以下「アスリート」という）の活動への支援、および競技者としての権利の保護に関すること。
- 2) 国際射撃スポーツ連盟アスリート委員会（ISSF）、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）のアスリート委員会との連携および連絡調整に関すること
- 3) その他関連する事業に関すること

(委員定員)

第3条 本委員会は、委員4名以上9名以内で組織する。

(委員の選任)

第4条 本委員会の委員は、協会の役員改選を行なう定時総会開催を決定する理事会の前までに次の各号の一つに該当する者の中から該当する者全員の互選によりライフル種目男子、ライフル種目女子、ピストル種目男子およびピストル種目女子の4分野から最低各1名を選任し、理事会に選任結果を報告する。ただし、選任日において満18歳以上の者であること。また、過去に協会ドーピング規程により制裁を受けた者は選任委員の対象としない。

- 1) 選任時点の前々年度以降の協会ナショナルチーム選手及びその指定を受けた者。
- 2) 選任時点の前々年度以降にオリンピック競技大会又はISSF主催の世界選手権大会、ワールドカップに参加した者。
- 3) ISSFアスリート委員会委員、JOC加盟団体アスリート委員会委員、その他アスリートの意見を代表すると認められる者として理事会により指名された者。

(委員長の選任)

第5条 本委員会は委員長1名、副委員長2名以内をおき、委員長、副委員長の選任については委員による互選により選出し、理事会に報告する。

(委員の任期)

第6条 本委員会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する協会の事業年度のうち最終のものに関する決算を審議する定時社員総会の終結の時までとし、補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了予定と同時期までとする。

(委員会の運営)

第7条 本委員会は、委員長が招集してその議長となる。

(委員会の議決)

第8条 本委員会の議決は、委員の過半数が出席し、その出席者の過半数により決する。

(委員会へのオブザーバー出席)

第9条 本委員会は委員長が必要と認めたときには、委員会にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。

(附 則)

第10条 この規程は、理事会の決議により改訂、廃止することができる。

1. 本規程は2019年6月1日制定、同日施行する。
2. 本規程は2023年5月27日改定し、同日施行する。(選任対象の拡大)
3. 本規程は2025年2月15日改定し、同日施行する。